

「犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプ（家事代行）サービス業務」
登録事業者募集要項

1 業務名称

犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプ（家事代行）サービス業務（以下「ホームヘルプサービス」という。）

2 業務内容等に関する事項

（1）事業目的

この事業は、犯罪被害を受けたことにより、家事等を行うことに支障が生じている犯罪被害者等（以下、「利用者」という。）に対して、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、日常生活の安定を図ることを目的とする。

（2）業務内容等

利用者宅へホームヘルプサービスを行うホームヘルパーを派遣する。

ホームヘルプサービスの内容は次のとおりとする。

- ・住宅の掃除及び整理整頓
- ・衣類の洗濯
- ・調理
- ・生活必需品の買物 などの日常的な家事

※介護サービスは含まない

詳細については、別添「仕様書（案）」を参照。

3 登録資格（応募資格）

本事業の登録事業者に応募する者は、次に掲げる条件の全てに該当すること。（ただし、（2）（3）については、いずれか一方に該当する者とする。）

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていること。
- （3）令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていない者については、令和6年3月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。
- （4）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （5）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- （6）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- （7）公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- （8）ホームヘルプサービスの実績を6か月以上有すること。
- （9）上記（1）から（8）の条件を満たす団体同士（ただし（2）（3）についてはいずれか一方を満たすこと）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - ① 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。

- ②参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体(構成員)の変更は認めない。
- ③ 代表者とならない団体にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ④ 参加申出書類提出時に共同体の協定書(様式自由)の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
- ⑥ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

4 応募手続き

(1) 質問の受付

質問は随時受付けることとし、「犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプサービス業務」応募に係る質問票【様式1】を提出すること。提出先は「8 担当課」に同じ。(ファックス及び電子メールでの送信も可。その場合、必ず確認電話を入れること。)

受付けた質問の回答については、翌月の10日(閉庁日の場合、翌開庁日)までに本市ホームページに掲載する。

(2) 応募にかかる申請書類

- ① 犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプサービス業務登録事業者募集参加申込書【様式2】
- ② ホームヘルプサービスの内容がわかるもの。(パンフレットやホームページの案内など。様式自由)
- ③ 登記事項証明書(ただし、法人の場合のみ。現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可。提出前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの:写し可)又は任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約
- ④ 申請内容確認書【様式3】
- ⑤ 印鑑証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し不可)
- ⑥ 使用印鑑届【様式4】
- ⑦ 団体目的等についての誓約書【様式5】
- ⑧ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)(税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。ただし、様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。)ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること
- ⑨ 直近2箇年の市町村民税及び固定資産税(土地・家屋、償却資産)の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑩ ホームヘルプサービスの実績(6か月以上)がわかるもの。
- ⑪ 提供可能なサービス内容【様式6】
- ⑫ 委任状(共同体で申請する場合のみ)【様式7】
- ⑬ 協定書(共同体で申請する場合のみ。様式自由)

※共同体での参加の場合、②～⑩は各構成員分提出すること。

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている申出者については、上記③～⑥、⑧・⑨を

省略できるものとする。

※提出日から前3箇月以内に市民局において、コンペもしくはプロポーザルに参加申請を行い、かつ③～⑥、⑧・⑨を提出済みの者はその旨を①に記載することによって上記③～⑥、⑧・⑨を省略できるものとする。

(3) 申請書類の提出方法

上記(2)の必要書類を全て揃え、毎月月末(閉庁日の場合、翌開庁日)17時までに提出すること。【期限厳守】

※市民局ダイバーシティ推進室人権企画課へ必ず持参又は郵送(提出期限日の消印有効)すること。(「8 担当課」参照)

5 登録に関する事項

(1) 登録について

提出された申請書類等をもとに、提出期限後に開催される大阪市市民局契約事務審査会において、「3 登録資格」を満たしているかどうかを審査し、審査結果を通知する。

審査の結果、要件を満たしていると認められた事業者については、「犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプサービス業務登録事業者リスト(以下「リスト」という。)」に登録する。

(2) リストの有効期間

リスト登録後、令和8年3月31日までとする。なお、この期間、「3 登録資格(応募資格)」に定める要件(なお、令和7年度に関しては、3(2)(3)記載の名簿については、同年度のために今後本市が作成する同様の名簿とする。)を満たさなければならないものとする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、登録審査の対象から除外する。

- ① 登録審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 受付期間内に申請書類が提出されなかった場合
- ④ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ その他不正行為があった場合

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに登録事業者としてリストに掲載する。

なお、審査結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「8 担当課」に提出することにより、審査結果の内容についての説明を求めることができる。

6 (参考) 契約に関する事項

リストに登録された事業者については、利用者からホームヘルプサービス利用の申し出があった場合に、業務委託契約を締結し、本市指定日からホームヘルパーの派遣を行う。

なお、リストから契約事業者を選定する方法については、あらかじめくじにより決定した順番により、利用申し出があったごとに順次、契約相手方として選定する(くじの実施方法については、予め本市が定めた方法により実施することとし、リストに登録された事

業者に対してのみ通知を行う。)

(1) 履行期間

契約締結日～契約締結日が属する年度の3月末日または当該犯罪等が行われた時から1年を経過する日の早い方

ただし、委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと本市が認めるときは、期間中であっても契約を解除する場合がある。この場合、登録事業者の損害に対しては、本市は賠償しない。また、契約解除に伴う本市への損害について、登録事業者に損害賠償を請求することがある。

(2) 単価業務委託料

単価業務委託料は次の基準による単価とする。(消費税及び地方消費税 10%を含む)
・ホームヘルパー1人の派遣で15分間につき750円(交通費含む)とする。

(3) 予定数量

利用者の状況により変動するが、昨年度実績は以下のとおり。

48時間

(4) 業務委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を受けてから受注者からの請求に基づき支払うこととする。

(5) 契約書案

別添参照

(6) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(7) 再委託について

ア 受注者は委託業務における住宅の掃除、衣類の洗濯、調理、生活必需品の買い物などの日常的な家事を再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の予定業務委託料が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として予定業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第15条第2項及び第15条の

2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(8) その他

ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

イ 令和6年度以降に関し、本市が(2)単価業務委託料又は(5)契約書案を変更した場合は、契約締結日が属する年度の単価業務委託料又は契約書案にて業務委託契約を締結することとなる。単価業務委託料又は契約書案が変更となった場合は、リストに登録された事業者に対して通知を行う。その場合、事業者は変更内容を確認した上で改めて応募するものとする。ただし、上記変更に伴う応募にあたっては、当初応募の時点から状況及び提出書類に変更がない場合は、【様式8】でその旨を申し出ること、4(2)に定める申請書類のうち、①～⑬を省略することができる。

7 その他注意事項

- (1) 申請書類の作成や提出等、本事業への応募にかかる費用は、応募する者の負担とする。
- (2) すべての提出物は返却しない。
- (3) 提出された書類は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された申請書類は、登録事業者の審査にかかる用途以外に参加者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)
- (5) 参加申請書類について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。(ただし、本市が補正等を求める場合を除く。)
- (6) 応募後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の参加は無効とする。

8 担当課

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市 市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課

(担当：西本、中野)

電話：06-6208-7619 ファックス：06-6202-7073

電子メール：ca0014@city.osaka.lg.jp